

1. 被保険者番号			2. 氏名		
3. 性別	4. 受講開始時年齢	5. 生年月日		6. 離職又は在職の別の表示	
7. 住所又は居所					
8. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)					
9. 支給番号		10. 離職時賃金日額		11. 支給日額	
12. 教育訓練実施者名			13. 教育訓練施設の名称		
14. 教育訓練講座名					
15. 指定番号		16. 実施方法		17. 訓練期間	
18. 受給資格確認年月日		19. 受講開始日		20. 受講修了予定日	
21. 登録資格					
22. 登録訓練経費					

管轄公共職業安定所

電話番号

交付年月日

公共職業安定所長

折り曲げ線

注意事項

- この証は、受講修了日から1年間は大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)、又は教育訓練支援給付金を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額欄の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 定められた出頭日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を提出してください。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分については不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

被保険者番号

写真欄

3×2.4

被保険者番号

氏名

処理状況						
行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日数	種 類	支 給 金 額	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

折 り 曲 げ 線

行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日数	種 類	支 給 金 額	備 考
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						

種 類	教育訓練給付金 (第101条の2の7第2号関係)	専門訓練給付金
	教育訓練給付金 (第101条の2の7第3号関係)	訓練追加給付金
	教育訓練支援給付金	訓練支援給付金

未支給	支給金額の頭に(未)を付す。
追給	支給金額又は(未)の頭に(追)を付す。